

外国特許トピックス

2019年4月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

ミャンマー特許法制定

ミャンマーにおいて、特許保護を具体的に上げた最初の法律(Pyidaungsu Hluttaw Law No. 7/2019)が2019年3月11日に制定されました。この法律の発効日は後日大統領通知で発表される予定です。先に制定された商標法および意匠法と同様に、特許法に基づく新たな出願はまだ認められていませんが、今回はミャンマー特許法の概要について紹介いたします。

1. ミャンマーについて



面積	68万平方キロメートル(日本の約1.8倍)
人口	5,141万人(2014年9月(ミャンマー入国管理・人口省発表))
首都	ネーピードー
民族	ビルマ族(約70%)、その他多くの少数民族
言語	ミャンマー語
宗教	仏教(90%)、キリスト教、イスラム教等
その他	ASEAN 参加国

2016年3月30日に新政権が発足してアウン・サン・スー・チー氏を国家最高顧問に据え、外国投資を歓迎して規制緩和を志向する姿勢を示して新経済政策の発表や新投資法を制定し、外国投資をより促進する仕組みの整備に取り組んでいます。しかし現時点で経済改革は成果を出せず、外国投資はピーク時の3分の1に縮小し(外国投資の減少はイスラム系少数民族ロヒンギャへの迫害問題が影響しているとの見方もあります)、経済成長は鈍化が続いています。

2. ミャンマー特許法の概要について

今までミャンマーにおける知的著作権保護に関する法制度は、著作権に関する法律の他は、特許、意匠、商標の登録に関して規定する登録法のみでした(排他的独占権が発生するものではありませんでした)。しかし、ミャンマーはWTO加盟国として知的著作権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の履行義務(知的財産権に関する国内法整備)を負っていることもあり、国家の産業発展を目指す上記新政権により知的財産法整備が進められ、2019年1月30日に商標制度、意匠制度が、そしてこのたび特許法が制定されました。

特許要件は新規性、進歩性、産業上の利用可能性です。科学理論および数学的方法など発明とみなされないものがある他、TRIPS協定により農業用化学製品、食品、および微生物製品に関する特許については2021年7月1日まで、医薬品特許については2033年1月1日まで、保護を免除する特別規定が含まれています。このほかの特許手続きに関する主な事項の詳細は、以下のとおりです。

項目	内容
出願言語	英語またはミャンマー語
公開	出願日から18ヶ月以内
審査請求	出願日から36ヶ月以内
拒絶理由通知	発行日から60日以内
権利満了期間	出願日から20年(小特許は出願日から10年)
その他	強制実施に関する規定もあり。

ミャンマーは現時点ではパリ条約やPCTの加盟国ではありませんが、今回の特許法にはパリ条約またはWTOの加盟国に特許を出願した場合は出願日から1年以内にミャンマーに出願することで優先権を享受することができるかと規定されています。今後はPCT等に加盟することで国内外問わず特許出願の間口を広げていくことが期待されます。

《続報/2016年11月 外国特許トピックス「インドネシア特許法改正」》

2016年8月26日の法改正後、特許権の実施義務を明確にした規則が2018年7月11日付で施行されました。これによりますと、実施義務に違反する場合は強制実施権の根拠や裁判所での特許取消理由となり得ますが、特許権者は特許付与日から**3年以内**(新法施行日の2016年8月26日以前に登録になった案件は2019年8月26日まで)に理由書を添えて**実施義務の免除を申請することが可能**となりました。実施義務の免除期間は最長5年間で、再延長も可能とされています(延長後の期限までに実施ができない場合は再度の申請が可能で、こちらも、最長5年延期される模様です)。延長申請には、会社登記簿(特許庁に登録されているのと同じ会社名、住所が記載されているもの)とそのインドネシア語訳、委任状、年金納付の証明書、延期申請の理由書(要求されない限り、理由を述べるだけでよく特別な書類の提出等なし)の提出が必要です。

実施義務免除申請をご検討のお客様は、期限の到来にご注意ください。